

## 相続 宅建 H14-12-3 《#762》

【問】 正誤をつけよ。

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月(家庭裁判所が期間の伸長をした場合は当該期間)以内に、限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされる。

【答え】 正しい

### 《ポイント》 相続の承認又は放棄をすべき期間【★入門】

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月(「熟慮期間」・「考慮期間」)以内に、相続について、**単純若しくは限定の承認**又は**放棄**をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。(民法915条1項)

### 《ポイント》 法定単純承認【★入門】

次に掲げる場合には、相続人は、**単純承認をしたものとみなす**。

二 相続人が第915条第1項の期間(「熟慮期間」・「考慮期間」)内に**限定承認**又は**相続の放棄をしなかった**とき。(民法921条2号)